

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：阿木川

水源種別：表流水

採水の場所：大井町大井長島

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	基準値の5分の1以下だが、毎月検査
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	発生時期に月1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	発生時期に月1回			○	○	○	○	○	○					6	水源がダム湖水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物(全有機炭素(TOC))	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 10 22 12 12 51 12 12 24 10 10 22 10 207

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託(2023年度は、(株)総合保健センターに委託)

検便検査月 6. 12月

毎日検査実施場所(水質モニターに委託) ①大井町大井長島 ②長島町中野乗越

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（雀子ヶ根）

水源種別：表流水

採水の場所：大井町奥戸

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①大井町元越

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（正家）

水源種別：表流水

採水の場所：東野中切

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①東野南天王前 ②三郷町野井大沢 ③三郷町野井大沢 ④長島町永田桜台

⑤長島町正家鍋山

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（武並）

水源種別：表流水

採水の場所：武並町竹折美濃

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①武並町藤花の木 ②長島町久須見千田 ③長島町中野楨ヶ根 ④武並町藤山足

⑤長島町久須見茂立

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岐阜県東部広域水道（月沢）水源種別：表流水

採水の場所：瑞浪市釜戸町平山

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロホルム	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○							○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回		○											1	水源が表流水であるため
44 非イオン界面活性剤	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回		○											1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 51 9 9 21 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①武並町竹折洞 ②三郷町野井西組 ③三郷町佐々良木三共 ④三郷町佐々良木深瀬

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：番屋川

水源種別：表流水

採水の場所：東野小野川

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	基準値の5分の1超過
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回					○										1	水源の上流に湖沼がないため
43	1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回					○										1	水源の上流に湖沼がないため
44	非イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
46	有機物(全有機炭素(TOC))	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 22 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託(2023年度は、㈱総合保健センターに委託)

毎日検査実施場所(水質モニターに委託) ①東野小野川

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：名場居川（飯地浄水場）		水源種別：表流水											採水の場所：飯地町杉之沢			
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
21 塩素酸	3ヶ月毎		○							○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 臭素酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源が表流水であるため	
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源が表流水であるため	
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	

項目数 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①飯地町五明 ②飯地町入野 ③飯地町南 ④飯地町杉之沢

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中野方川（中野方浄水場）

水源種別：湖沼

採水の場所：中野方町第二区

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	基準値の5分の1超過
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○						○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○		○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回							○	○	○	○				4	水源がダム湖水であるため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回							○	○	○	○				4	水源がダム湖水であるため
44 非イオン界面活性剤	年							○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 22 9 11 51 11 11 22 9 9 22 195

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①中野方町第八区 ②中野方町第九区 ③中野方町第二区 ④笠置町河合道木

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：新田川、店川（毛呂窪浄水場）

水源種別：表流水（2箇所）

採水の場所：笠置町毛呂窪柳杭

No.	水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○									1	水源が表流水であるため
43	1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○									1	水源が表流水であるため
44	非イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①笠置町毛呂窪中田 ②笠置町毛呂窪森下

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩村川、栗の木平沢（岩村浄水場）		水源種別：表流水（2箇所）		採水の場所：岩村町飯羽間湯平											
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回				○								1	水源の上流に湖沼がないため
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回				○								1	水源の上流に湖沼がないため
44	非イオン界面活性剤	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
		項目数	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	9	186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①岩村町本町 ②岩村町菅沼 ③岩村町大根洞 ④岩村町新町

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：富田川（富田浄水場）		水源種別：湖沼		採水の場所：岩村町富田中富												
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シア	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
21 塩素酸	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 臭素酸	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○				○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年4回			○	○	○	○							4	水源の岩村ダムに藻類が発生しやすい時期に検査を行う	
43 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年4回			○	○	○	○							4	水源の岩村ダムに藻類が発生しやすい時期に検査を行う	
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下	
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	

51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数削減不可
		項目数	9	21	11	11	51	11	9	21	9	9	21	9	192		

水質検査委託内容・委託機関名称
水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、株総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターの委託） ①岩村町新市場 ②岩村町飯羽間下本郷 ③岩村町飯羽間中切

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：亀割川（兼平浄水場）		水源種別：表流水		採水の場所：山岡町上手向											
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○				○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町馬場山田 ②山岡町上手向 ③山岡町上手向 ④山岡町原

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：土岐坂川（下手向浄水場） 水源種別：表流水

採水の場所：山岡町釜屋

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○			○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町下手向 ②山岡町釜屋

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：郭好川（笹平浄水場）		水源種別：表流水		採水の場所：山岡町田代												
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由	
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
7 ヒ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11 硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
12 フッ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
16 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
33 アルミニウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので、検査回数の減は不可	
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
40 蒸発残留物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回						○							1	水源の上流に湖沼がないため	
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下	
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	9	21	186	

水質検査委託内容・委託機関名称
 水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）
 毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町田代

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：佐々木川支流、井戸水（久保原浄水場 水源種別：表流水(1箇所)・深井戸（3箇所）採水の場所：山岡町久保原

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可(井戸ヒ素値確認のため)
8 六価クロム化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可(井戸フッ素値確認のため)
13 ホウ素及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○					○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎			○				○		○			○	4	基準値の5分の1超過
34 鉄及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので、検査回数の減は不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	3ヶ月毎						○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回						○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 11 11 24 11 11 51 11 11 24 11 11 24 211

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、櫛総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①山岡町久保原 ②山岡町久保原

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：門野川（石原田浄水場）

水源種別：表流水（2箇所）

採水の場所：明智町新町二丁目

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7-トリメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町 ②明智町 ③明智町 ④明智町

⑤明智町 ⑥明智町

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：横山川（吉良見浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町吉良見

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○							○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○							○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○			○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回												○		1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回												○		1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町吉良見

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（矢請浄水場）		水源種別：浅井戸												採水の場所：明智町	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブromokロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブromokロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	水源が井戸のため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	水源が井戸のため
44 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称
 水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）
 毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町大田

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：峰山川（静波浄水場）		水源種別：表流水													採水の場所：明智町		
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブromoklorometan	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromoklorometan、ブromojiklorometan及びブromoholmのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブromojiklorometan	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブromoholm	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	21	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	186		

水質検査委託内容・委託機関名称
 水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）
 毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町東方 ②明智町杉野

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：渓流水（柏尾浄水場）		水源種別：表流水											採水の場所：明智町				
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理	由	
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可	
3	カドミウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブromokロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokジクロロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブromokジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブromokホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○						1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
		項目数	9	21	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	186		

水質検査委託内容・委託機関名称
水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町横通

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：青柏川（横通浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：明智町横通

項目	水質基準項目	検査回数	年間												理由			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○					○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回									○						1	水源の上流に湖沼がないため
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回									○						1	水源の上流に湖沼がないため
44	非イオン界面活性剤	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回								○							1	基準値の5分の1以下
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数			9	21	9	9	21	9	9	51	9	9	21	9	186			

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①明智町阿妻

2024年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：戸中沢（戸中浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原柿畑

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	基準値の5分の1超過
8 六価クロム化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○		○							○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○		○				○			○				4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回									○					1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回									○					1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回									○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 22 9 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2024年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩倉川（岩倉浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原大野

項目	水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回													○	1	水源の上流に湖沼がないため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回													○	1	水源の上流に湖沼がないため	
44	非イオン界面活性剤	年1回													○	1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回													○	1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	

項目数 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2024年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：中沢川（中沢浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：串原中沢

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○							○			4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回											○			1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回											○			1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回											○			1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回											○			1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 21 9 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2024年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井戸水（閑瀬浄水場）

水源種別：浅井戸

採水の場所：串原川ヶ渡

項目	水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
4	水銀及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
5	セレン及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
6	鉛及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
7	ヒ素及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
8	六価クロム化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
9	亜硝酸態窒素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
12	フッ素及びその化合物	3ヶ月毎	○			○				○						4	基準値の5分の1超過	
13	ホウ素及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
14	四塩化炭素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
15	1・4-ジオキサン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
17	ジクロロメタン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
18	テトラクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
19	トリクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
20	ベンゼン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
21	塩素酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
23	クロロホルム	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
26	臭素酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
30	ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○								○		4	3ヶ月に1回、省略不可項目	
32	亜鉛及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
33	アルミニウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
34	鉄及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
35	銅及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
36	ナトリウム及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
37	マンガン及びその化合物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
40	蒸発残留物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
41	陰イオン界面活性剤	年1回								○						1	基準値の5分の1以下	
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回													○	1	水源が地下水であるため	
43	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回													○	1	水源が地下水であるため	
44	非イオン界面活性剤	年1回													○	1	基準値の5分の1以下	
45	フェノール類	年1回													○	1	基準値の5分の1以下	
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可	

項目数 22 9 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①串原

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：白井沢（上矢作浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町本郷

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年3回		○			○				○				○	4	基準値の5分の1超過
34 鉄及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○									1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○									1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 22 9 9 51 9 9 22 9 9 22 9 189

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、(株)総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町横通

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：宮ヶ洞（島浄水場）		水源種別：表流水												採水の場所：上矢作町島	
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1	一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2	大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3	カドミウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
4	水銀及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
5	セレン及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
6	鉛及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
7	ヒ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
8	六価クロム化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
9	亜硝酸態窒素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
12	フッ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
13	ホウ素及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
14	四塩化炭素	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
15	1・4-ジオキサン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
16	シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
17	ジクロロメタン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
18	テトラクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
19	トリクロロエチレン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
20	ベンゼン	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
21	塩素酸	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22	クロロ酢酸	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23	クロロホルム	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24	ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25	ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26	臭素酸	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28	トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29	ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30	ブロモホルム	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31	ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○		○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32	亜鉛及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
33	アルミニウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
34	鉄及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
35	銅及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
36	ナトリウム及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
37	マンガン及びその化合物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
38	塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39	カルシウム、マグネシウム等	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
40	蒸発残留物	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
41	陰イオン界面活性剤	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○							1	水源の上流に湖沼がないため
43	1・2・7・-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○							1	水源の上流に湖沼がないため
44	非イオン界面活性剤	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
45	フェノール類	年1回				○								1	基準値の5分の1以下
46	有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47	pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48	味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49	臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50	色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51	濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称
 水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）
 毎日検査実施場所（水質モニターに水道水質モニター1名に委託）

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：井沢川（漆原浄水場）		水源種別：表流水											採水の場所：上矢作町漆原				
水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可		
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
4 水銀及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
5 セレン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
6 鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
8 六価クロム化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
9 亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
12 フッ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
15 1・4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目		
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
34 鉄及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
35 銅及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
37 マンガン及びその化合物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため		
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○								1	水源の上流に湖沼がないため		
44 非イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下		
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可		

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町漆原（一号組）

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：東木の実川（木の実浄水場）水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町木の実

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○							1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○							1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町木の実

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：増沢川（下原田浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町下

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○					○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○										1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回							○								1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回							○								1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回							○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、㈱総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町下

2024年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名：恵那市

水道水源名：岩名沢（宇連浄水場）

水源種別：表流水

採水の場所：上矢作町飯田洞宇連

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
4 水銀及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
5 セレン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
6 鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
12 フッ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
15 1・4-ジオキサン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
27 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
29 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○				○				○	4	3ヶ月に1回、省略不可項目
32 亜鉛及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
34 鉄及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
35 銅及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
37 マンガン及びその化合物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回					○									1	水源の上流に湖沼がないため
43 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回					○									1	水源の上流に湖沼がないため
44 非イオン界面活性剤	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
45 フェノール類	年1回					○									1	基準値の5分の1以下
46 有機物（全有機炭素（TOC））	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 21 9 9 51 9 9 21 9 9 21 9 186

水質検査委託内容・委託機関名称

水道法第20条の登録機関に委託（2023年度は、榑総合保健センターに委託）

毎日検査実施場所（水質モニターに委託） ①上矢作町飯田洞宇連

(第33号様式)

2024年度 水道水質検査等計画

1 定期検査 (別表1 総括表)

市町村名 (恵那市)

区分	上水道		簡易水道		専用水道		飲料水供給施設		その他		合計	
	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所
施設数	31		0		0		0		0			
水源の数又はヶ所数	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
水質基準項目	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水
1 一般細菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
2 大腸菌	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
3 カドミウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
4 水銀及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
5 セレン及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
6 鉛及びその化合物	30	34	0	0	0	0	0	0	0	0	30	34
7 ヒ素及びその化合物	30	45	0	0	0	0	0	0	0	0	30	45
8 六価クロム化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
9 亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
10 シアン化物イオン及び塩化シアニド	30	124	0	0	0	0	0	0	0	0	30	124
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
12 フッ素及びその化合物	30	48	0	0	0	0	0	0	0	0	30	48
13 ホウ素及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
14 四塩化炭素	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
15 1・4-ジオキサン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
16 シス及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
17 ジクロロメタン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
18 テトラクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
19 トリクロロエチレン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
20 ベンゼン	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
21 塩素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
22 クロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
23 クロロホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
24 ジクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
25 ジブロモクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
26 臭素酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
27 総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
28 トリクロロ酢酸	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
29 プロモジクロロメタン	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
30 プロモホルム	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
31 ホルムアルデヒド	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
32 亜鉛及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
33 アルミニウム及びその化合物	30	37	0	0	0	0	0	0	0	0	30	37
34 鉄及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
35 銅及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
36 ナトリウム及びその化合物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
37 マンガン及びその化合物	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
38 塩化物イオン	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
39 カルシウム、マグネシウム等	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
40 蒸発残留物	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
41 陰イオン界面活性剤	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
42 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名 ジェオスミン)	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
43 1・2・7・7'-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール (別名 2-メチルイソボルネオール)	30	42	0	0	0	0	0	0	0	0	30	42
44 非イオン界面活性剤	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
45 フェノール類	30	31	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の値)	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
47 pH値	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
48 味	0	372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	372
49 臭気	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
50 色度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
51 濁度	30	372	0	0	0	0	0	0	0	0	30	372
延べ検査項目回数	1170	5839	0	0	0	0	0	0	0	0	1170	5839
備考												

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水質検査を実施する施設とする。

45	フェノール類																						0	0	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）																							0	0
47	pH値																							0	0
48	味																							0	0
49	臭気																							0	0
50	色度																							0	0
51	濁度																							0	0
	延べ検査項目回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考（検査機関名を記入）																								

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検査を実施する施設とする。

43	1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール (別名 2-メチルイソ ボルネオール)																						0	0	
44	非イオン界面活性剤																							0	0
45	フェノール類																							0	0
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)																							0	0
47	pH値																							0	0
48	味																							0	0
49	臭気																							0	0
50	色度																							0	0
51	濁度																							0	0
延べ検査項目回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考 (検査機関名を記入)																									

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検査を実施する施設とする。

43	1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール (別名 2-メチルイソ ボルネオール)																						0	0	
44	非イオン界面活性剤																							0	0
45	フェノール類																							0	0
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)																							0	0
47	pH値																							0	0
48	味																							0	0
49	臭気																							0	0
50	色度																							0	0
51	濁度																							0	0
	延べ検査項目回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備考 (検査機関名を記入)																								

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検査を実施す

43	1・2・7・-テトラメチルピシ クロ [2・2・1] ヘプタン-2- オール (別名 2-メチルイソ ボルネオール)																						0	0	
44	非イオン界面活性剤																							0	0
45	フェノール類																							0	0
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)																							0	0
47	pH値																							0	0
48	味																							0	0
49	臭気																							0	0
50	色度																							0	0
51	濁度																							0	0
延べ検査項目回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備考 (検査機関名を記入)																									

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設と

18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)		1		1		1		1		1		1							0	6
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)																			0	0
20	トリクロピル																			0	0
21	アセフェート		1		1		1		1		1		1							0	6
22	イソフェンホス																			0	0
23	クロルピリホス																			0	0
24	トリクロルホン(DEP)		1		1		1		1		1		1							0	6
延べ検査項目回数		15	10	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	0	0	0	0		15	50
備 考																					

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検

73	マラソン(マラチオン)																				0	0	
74	メソミル		1		1		1		1		1		1									0	6
延べ検査項目回数		0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
備 考																							

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検

																							0	0	
																								0	0
																								0	0
																								0	0
延べ検査項目回数	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
備 考																									

※区分の欄は、「上水道」、「間水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期の水質検

3 水源選定及び給水開始前全項目（試験）検査（別表3）

区分 月 年	水 源 選 定		給 水 開 始 前		備 考
	市町村・水道名	件数	市町村・水道名	件数	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
年度中					
計				0	

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名	検査月			関係ゴルフ場名	備考
						第1回	第2回	第3回		
恵那	恵那市	山岡簡易水道	郭好川	表流水	イミノクタジン プロパモカルブ ホセチル メタラキシル テブコナゾール ペンシクロン ペンチオピラド クロチアニジン エトベンザニド	5月	8月 ○	9月 ○ ○ ○	笹平カントリークラブ	
						3	4	3		

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名	検査月			関係ゴルフ場名	備考
						第1回	第2回	第3回		
恵那	明智町	吉良見 簡易水道	井戸	浅井戸	メタラキシム イミノクタジン ペンチオピラド フルジオキシニル シアゾファミド プロパモカルブ ペルメトリン イミダクロプリド エトベンザニド フラザフルスロン	5月	7月 ○ ○ ○	9月 ○ ○ ○	明智ゴルフ倶楽部 明智ゴルフ場	
						4	4	4		

4 ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表4）

保健所等	市町村名	水道名	水源の名称	水源種類	検査対象農薬名	検査月			関係ゴルフ場名	備考
						第1回	第2回	第3回		
恵那	恵那市	上川簡易水道	岩倉川	表流水	チオファネートメチル テブコナゾール トリフロキシストロビン ピリベンカルブ トリクロホスメチル ホセチル ペンチオピラド プロパモカルブ クロロタロニル（TPN） チウラム ボスカリド エトベンザニド アゾキシストロビン ヘキサコナゾール ペンシクロン アシュラム MDBA チアメトキサム	5月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	7月 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	9月 ○ ○ ○ ○ ○ ○	メダリオン ・ベルグラビアリゾート	
						8	7	6		

5 ダイオキシン類、クリプトスポリジウム及びその指標菌検査（別表5）

市町村名	水道事業名 *1 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			クリプトスポリジウム				備 考	
		原水・浄水 の区別	頻 度 *2		クリプトスポリジウム 頻 度 *2		指 標 菌 頻 度 *2			
			毎月	回/年	毎月	回/年	毎月	回/年		
恵那市	恵那市上水道（阿木川）				7月	1		10月	1	大崎浄水場
	恵那市上水道（番屋川）				7月	1		10月	1	小野川浄水場
	恵那市上水道（中野方川）				7月	1		10月	1	中野方浄水場
	恵那市上水道（名場井川）				7月	1		10月	1	飯地浄水場
	恵那市上水道（新田川）				7月	1		10月	1	毛呂窪浄水場
	恵那市上水道（岩村川）				6.9.12.3月	4	○			岩村浄水場
	恵那市上水道（富田川）				6月	1		9月	1	富田浄水場
	恵那市上水道（門野川）				9月	1		7月	1	石原田浄水場
	恵那市上水道（杉平川）				9月	1		7月	1	石原田浄水場
	恵那市上水道（横山川）				6.9.12.3月	4	○			吉良見浄水場
	恵那市上水道（矢請井戸水）				6.9.12.3月	4	○			矢請浄水場
	恵那市上水道（峰山川）				6.9.12.3月	4	○			静波浄水場
	恵那市上水道（高波川）				9月	1		7月	1	静波浄水場
	恵那市上水道（柏尾溪流水）				6.9.12.3月	4	○			柏尾浄水場
	恵那市上水道（青柏川）				9月	1		7月	1	横通浄水場
	恵那市上水道（兼平川）				4.7.10.1月	4	○			兼平浄水場
	恵那市上水道（土岐坂川）				4.7.10.1月	4	○			下手向浄水場
	恵那市上水道（佐々良木川支流）				10月	1		6月	1	久保原浄水場
	恵那市上水道（久保原井戸）				10月	1		6月	1	久保原浄水場
	恵那市上水道（郭好川）				4.7.10.1月	4	○			笹平浄水場
	恵那市上水道（戸中沢）				11月	1		7月	1	戸中浄水場
	恵那市上水道（岩倉川支流）				5.8.11.2月	4	○			岩倉浄水場
	恵那市上水道（中沢川支流）				5.8.11.2月	4	○			中沢浄水場
	恵那市上水道（唐沢）				5.8.11.2月	4	○			閑羅瀬浄水場
	恵那市上水道（琴ヶ沢川）				10月	1		6月	1	上矢作浄水場
	恵那市上水道（宮ヶ洞川）				4.7.10.1月	4	○			島浄水場
	恵那市上水道（井沢川）				4.7.10.1月	4	○			漆原浄水場
	恵那市上水道（東木の実川）				10月	1		6月	1	木の实浄水場
恵那市上水道（増沢川）				4.7.10.1月	4	○			下原田浄水場	
恵那市上水道（岩名沢）				4.7.10.1月	4	○			宇連浄水場	

* 1 原水でダイオキシン類、クリプトスポリジウムおよびその指標菌検査を実施する場合は、水道事業名欄に水源名も記入すること。

* 2 頻度の欄は、毎月の場合は「毎月」の欄に○を記入し、それ以外の場合は「回/年」に、その回数を記入すること。

大崎・飯地上水	
農薬名	番号
チウラム	1
フェニトロチオン (ME)	7
イソプロチオラン (IP)	8
フェノルガルブ (BPM)	12
ベンダゾン	17
カルボフラン	18
アセフェート	21
トリクロルホン (DEP)	24
フルトラニル	32
エディフェンホス	49
ピロキロン	50
フサライド	51
メフェナセット	52
プレチラクロール	53
カルプロパミド	58
モリネート	60
ダラボン	64
ジクワット	67
ファンチオン (MPP)	71
グリオサート	72
メソミル	74
シメトリン	77
プロベナゾール	82
エスプロカルブ	83
ダイムロン	84
ベンスルフロンメチル	86
トリシクラゾール	87
カフェインストロール	101
合計	28

明智・吉良見・静波・横通阿妻上水	
農薬名	番号
チウラム	1
フェニトロチオン (ME)	7
イソプロチオラン (IP)	8
フェノルガルブ (BPM)	12
ベンダゾン	17
カルボフラン	18
アセフェート	21
トリクロルホン (DEP)	24
フルトラニル	32
エディフェンホス	49
ピロキロン	50
フサライド	51
メフェナセット	52
プレチラクロール	53
カルプロパミド	58
モリネート	60
ダラボン	64
ジクワット	67
ファンチオン (MPP)	71
グリオサート	72
メソミル	74
シメトリン	77
プロベナゾール	82
エスプロカルブ	83
ダイムロン	84
ベンスルフロンメチル	86
トリシクラゾール	87
カフェインストロール	101
合計	28